

撮影室利用規則

1. 担当教員および連絡先

原寛道（居室：1号棟415、メール：hara@faculty.chiba-u.jp、電話：043-290-3108）

2. 利用時間

- 1) 月曜から金曜の9:30～18:30まで。土曜、日曜、祝祭日の利用はできない。
- 2) 1回の利用時間は最大で3時間。

3. 入退室および清掃等

- 1) 利用希望日時を事前（希望日の7日前）に担当教員にメールにて予約。
- 2) メールには以下の情報を含める。
 - ・表題：【撮影室利用申請+氏名】
 - ・内容：希望日時（例 9/2 10:00～13:00 Webサイトにて利用可能日時を確認）
 - ・利用者：撮影室内に入る氏名全員
 - ・利用目的：何をどのような目的で撮影するのか
- 3) 利用可能日時は以下のサイトにて確認

<http://www.google.com/calendar/embed?src=chibaphoto09%40gmail.com&ctz=Asia%2FTokyo&pvt=7fc209de0f01334d27a14456674571df&gsessionid=-Pys2bj8P0YKPAKdv5AaJg>

- 4) 開錠，施錠は教員が行う。
（鍵の貸し出しはしない。）
- 5) 室内は上履き利用。カーペットエリアは履き物の利用はしない。
（スリッパなどの上履きは持参すること。）
- 6) 作業後はテーブル、床などを清掃し、利用した機材チェック、バック紙の収納、暗幕ブラインドの片付けを行う。
- 7) ゴミは必ず持ち帰ること。

4. 照明器具の使用の注意

- 1) ワット数が1000Wの照明もあるため初回利用者は教員に指導を受ける。
- 2) スポット類は消費電力が高いため、特別な使用目的がある場合のみ使用する。
- 3) 電球切れはすぐに教員に申告し、替えを受取り、当事者が付け替える。（室内蛍光灯も含む）

5. 地震・事故等の発生時の対応について

- 1) 地震による揺れを感じた場合には、直ちに主電源を切り使用を中止すること。
- 2) けがをした場合には、速やかに総合安全衛生管理機構（9:30～17:00）に行き処置を受けると共に、教員に報告すること。
- 3) 周りの学生は、けが人の総合安全衛生管理機構への移動・搬送や教員への連絡を補助すること。
- 4) 手指切断など重傷の場合は救急車（119）を呼び、正門の守衛所（内線2110）に連絡す

る。

5) 緊急連絡先電話番号などは掲示してあるので事前に確認しておくこと。

6. 禁止事項

- 1) 喫煙
- 2) 私物の放置
- 3) 教育研究目的からかけ離れた撮影
- 3) 窓の開放（空調を積極的に利用する）
- 4) その他、教員の指示による事項

7. 規則に従わない場合の措置

この規則に抵触した場合、それ以降1年間の撮影室の利用を一切認めない。

参考) 撮影室機材

- 1) スポットライトA（3基 学生使用禁止）
- 2) スポットライトB（3基）
- 3) 撮影エリアA（家具用）：3m四方程度の広さカーペット：バック紙（白+灰+黒）
- 4) 撮影エリアB（製品用）：1.5m四方程度の広さのテーブル：バック紙（白+黒）
- 5) 各エリアに全体照明
- 6) 小模型用撮影ブース：1m程度の大きさのキューブボックス
- 7) クリップライト：100W 蛍光管 6基
- 8) 平面撮影用台